% 北海道公報

目

 発行
 北
 海
 道

 編集
 総
 務
 部

 行
 政
 局

 文
 書
 課

 電話
 011-204-5035

 FAX
 011-232-1385

次

ページ

見 則

况 則	
○運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の一部改正	
(道警本部運転免許試験課)	64
告 示	
○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の	
設定に関する裁定の申請(農地調整課)	64
○知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課)	65
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定(治山課)	65
○森林法による通知に代える公示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	65
道立病院局告示	
○北海道病院事業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位	
置並びにその店舗において取り扱わせる事務の範囲の一部改正	66
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	66
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	67
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部改正	67
道警察本部告示	
○指定自動車教習所職員講習実施規程等の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71

規

則

運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

令和5年6月30日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第55号

運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則の一部を改正する規則

運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則(平成21年北海道規 則第82号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(表)及び別記第3号様式末尾欄外注4の事項中「原動機付自転車」を 「一般原動機付自転車」に改める。

附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

示

北海道告示第334号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年6月30日

北海道知事 鈴 木 直 道

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名

所 在 及 び 地 番 地目 面積(㎡) 所有者等の住所及び氏名

勇払郡むかわ町田浦42-3田3,967勇払郡厚真町字軽舞32番地14勇払郡むかわ町田浦42-6田3,471泉光恵勇払郡むかわ町田浦42-7田2,808勇払郡むかわ町田浦42-8田657勇払郡むかわ町田浦42-14田658勇払郡むかわ町田浦42-15田662勇払郡むかわ町田浦42-19田991

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地 | である。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 中間管理事業を活用し、担い手に貸付けを行う。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
- (1) 希望する利用権の始期

令和5年8月13日

(2) 存続期間

5年

(3) 借賃に相当する補償金の額 660000円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年7月14日

(2) 提出先

北海道農政部農業経営局農地調整課

- (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

北海道告示第335号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年6月30日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内716の1・716の12・716の 25 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振

興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第336号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定による通知があった。

令和5年6月30日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 保安林予定森林の所在場所 留萌郡小平町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部 林務局治山課及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第337号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において 準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が 不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示し た。

令和5年6月30日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 通知の内容 令和5年北海道告示第296号
- 2 所在が不分明な者 安田 弘子、安田 勝彦、毛内 敏子、安田 カツエ

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年6月30日

北海道後志総合振興局長 猪 口 浩 司

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- (1) 入札番号1 (小樽建設管理部建設行政課)

モノクロ複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。) の供給を含む。) 一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

1台及び1月当たり 3,900枚

(2) 入札番号2(小樽建設管理部真狩出張所)

モノクロ複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。) の供給を含む。) 一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

1台及び1月当たり 1.200枚

(3) 入札番号3 (小樽建設管理部蘭越出張所)

モノクロ複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。) の供給を含む。) 一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

1台及び1月当たり 1,100枚

(4) 入札番号4(小樽建設管理部維持管理課)

モノクロ複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。) の供給を含む。) 一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

1台及び1月当たり 8,500枚

2 落札を決定した日

令和5年6月15日

- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社川端文化堂
- (2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- 4 落札金額

(1)ア 基本料金 6.000円

イ 複写料金 1枚当たり 0円80銭

(2)ア 基本料金 6.000円

イ 複写料金 1枚当たり 0円80銭

(3)ア 基本料金 6.000円

イ 複写料金 1枚当たり 0円80銭

(4)ア 基本料金 6.000円

イ 複写料金 1枚当たり 0円80銭

- 5 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入机
- 6 一般競争入札の公告

令和5年4月25日付け北海道後志総合振興局告示第3号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道後志総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第19号

平成31年北海道道立病院局告示第13号(北海道病院事業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにその店舗において取り扱わせる事務の範囲)の一部を次のように改正し、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月30日

北海道病院事業管理者 鈴 木 信 實

1 出納取扱金融機関の表中「株式会社北海道銀行 同 羽幌支店 収納及び道立羽幌病

院の支払

本店及び 収納

上記以外

の国内に

所在する

店舗

の次に「留萌信用金庫 留萌市 羽幌支店 収納及び道立羽幌病院の支払

本店及び 収納

上記以外

の国内に

所在する

7111196

店舗

|を加える。

2 収納取扱金融機関の表から留萌信用金庫の項を削る。

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第61号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年6月30日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

道立学校共有ファイルストレージ使用サービス 一式

- 2 落札を決定した日
 - 令和5年6月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社HARP
- (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番地2
- 4 落札金額
 - 159.995.000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

令和5年5月2日付け北海道教育委員会教育長告示第47号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第49号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年6月30日

北海道教育庁渡島教育局長 山 下 幹 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
- (1) 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式
- (2) 実習船北鳳丸一般工事 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
- (1) 令和5年6月7日
- (2) 令和5年6月8日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 函東工業株式会社
- (2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 64,900,000円
- (2) 60.500.000円
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
- (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

道公安委員会規則

道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第9号

道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(昭和47年北海道公安委員会規則第11号)の一部を次のように 改正する。

目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第3条の2第1項第3号中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に、「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に改める。

第11条第3号中「原動機付自転車(」を「一般原動機付自転車(」に改める。

第20条第8号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

「第8章 自動車及び原動機付自転車の運転免許」を「第8章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許」に改める。

第21条中「第32条の3 | を「第32条の2 | に改める。

第21条の7第1項中「民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

別記様式第23号中

本

住	ŕ						
審査に係る緊急自動車の種類(○で囲む。		型	準中型	普通	大型二輪	普通二輪	小型二輪

を

l	住	所								
	審査に係る! 車の種類(○		大型	中型	準中型	普通	大型二輪	普通二輪	小型二輪	

に改め、同様式注1の事項を削り、注2の事項を注の事項とする。

別記様式第28号の4中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。 (道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部改正)

第2条 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則(平成元年北海道公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

10) に改める。

第12条第2項及び第3項、第17条第2項、第26条の8第2号及び第3号並びに第31条の3第2項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第31条の5第1項第1号中「免許に係る」を削る。

第36条の5第3項中「第38条第16項」を「第38条第18項」に改める。

第36条の9第2項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第7章の3の3を次のように改める。

第7章の3の3 特定小型原動機付自転車運転者講習

(講習実施基準)

第36条の11の7 法第108条の2第1項第15号に規定する講習(以下この章において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

(講習の場所)

第36条の11の8 特定小型原動機付自転車運転者講習は、視聴覚教材が使用できる環境が

整備されている施設において行うものとする。

(講習指導員の要件)

- 第36条の11の9 特定小型原動機付自転車運転者講習の講習指導員は、次の各号に掲げる 要件のいずれにも該当する警察職員とする。
- (1) 道路交通関係法令及び特定小型原動機付自転車の安全運転について十分な知識を有していること。
- (2) 交通安全教育の実務経験が豊富であること。 (受講手続等)
- 第36条の11の10 施行規則第38条の4の4第1項に規定する命令書により、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令を受けた者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第10号の7の4)を公安委員会に提出しなければならない。
- 2 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を受けようとする者に対し、特定 小型原動機付自転車運転者講習受講指定書(別記様式第10号の7の5)により講習を行 う日時及び場所を指定するものとする。
- 3 特定小型原動機付自転車運転者講習を受けようとする者は、指定された講習の当日において、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書(別記様式第10号の7の6)を公安委員会に提出するとともに、運転免許証、健康保険被保険者証その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。
- 4 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者の申出により、特定 小型原動機付自転車運転者講習終了証書(別記様式第10号の7の7。次項において「終 了証書」という。)を交付するものとする。
- 5 終了証書の交付を受けた者は、これを亡失し、滅失し、又は棄損したときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書(別記様式第10号の7の8)により、当該終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

第7章の3の3の次に次の1章を加える。

第7章の3の4 自転車運転者講習

(講習実施基準)

第36条の11の11 法第108条の2第1項第16号に規定する講習(以下この章において「自 転車運転者講習」という。)に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長 が定める。

(講習の場所)

第36条の11の12 第36条の11の8の規定は、自転車運転者講習について準用する。 (講習指導員の要件)

第36条の11の13 第36条の11の9の規定は、自転車運転者講習の講習指導員について準用する。

(受講手続等)

第36条の11の14 第36条の11の10の規定は、自転車運転者講習について準用する。この場合において、同条第1項中「第38条の4の4第1項」とあるのは「第38条の4の4第2項」と、「特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第10号の7の4)」とあるのは「自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第10号の7の9)」と、同条第2項中「特定小型原動機付自転車運転者講習受講指定書(別記様式第10号の7の10)」とあるのは「自転車運転者講習受講指定書(別記様式第10号の7の10)」と、同条第3項中「特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書(別記様式第10号の7の11)」と、同条第4項中「特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書(別記様式第10号の7の7)」とあるのは「自転車運転者講習終了証書(別記様式第10号の7の7)」とあるのは「自転車運転者講習終了証書(別記様式第10号の7の7)」とあるのは「自転車運転者講習終了証書再交付申請書(別記様式第10号の7の7)」とあるのは「自転車運転者講習終了証書再交付申請書(別記様式第10号の7の8)」とあるのは「自転車運転者講習終了証書再交付申請書(別記様式第10号の7の13)」と読み替えるものとする。

別記様式第8号の3中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

別記様式第10号の7の8中「第36条の11の10」を「第36条の11の14」に改め、同様式を 別記様式第10号の7の13とする。

別記様式第10号の7の7中「第36条の11の10」を「第36条の11の14」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第10号の7の12とする。

別記様式第10号の7の6中「第36条の11の10」を「第36条の11の14」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第10号の7の11とする。

別記様式第10号の7の5中「第36条の11の10」を「第36条の11の14」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第10号の7の10とする。

別記様式第10号の7の4中「第36条の11の10」を「第36条の11の14」に改め、同様式を 別記様式第10号の7の9とする。

別記様式第10号の7の3の次に次の5様式を加える。

別記様式第10号の7の4 (第36条の11の10関係)

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・別途調整します。
- 下記のとおりとします。

場所						
日時	年	月	午前 日 午後	時	分 から	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の7の5 (第36条の11の10関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習受講指定書

第 年 月 日

殿		年 月 日生
公 安 委 員 会 回 道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習		道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習を受講します。
を次のとおり実施するので通知します。		
記		収 入
1 講習年月日		紙
年 月 日		貼
2 開始時間		欄
午前 時 分 午後		備 ※本人確認書類 □ 運転免許証 □ 健康保険証 □ 個人番号カード 考 □ 学生証 □ その他(
3 講習実施場所	牙	注1 ※印欄は記載しないこと。 2 規格は、A列4番縦長とする。 引記様式第10号の7の7 (第36条の11の10関係)
注 規格は、A列4番縦長とする。 記様式第10号の7の6 (第36条の11の10関係)		第 号
特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書		
年 月 日		特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書
公安委員会 殿		住所
受講者		氏名
住所		年 月 日生
氏名		中 万 日生

令和5年(2023年)6月30日(金曜日)

北 海 道 公 報

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号に 規定する特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。
年 月 日
公安委員会 回
注 規格は、A列4番縦長とする。 別記様式第10号の7の8 (第36条の11の10関係)
年 月 日
特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書
公安委員会 殿
住所
氏名
年 月 日生
私は、 年 月 日に において 特定小型原動機付自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、特定小型 原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。
□ 亡失 □ 滅失 □ 棄損
□ その他(

/-H-	-1-√	
備	考	

- 注1 □には該当事項に✔印を付すこと。
 - 2 規格は、A列4番縦長とする。

附則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第2条の 規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式 用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

道警察本部告示

北海道警察本部告示第371号

指定自動車教習所職員講習実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年6月30日

北海道警察本部長 鈴 木 信 弘

指定自動車教習所職員講習実施規程等の一部を改正する規程

(指定自動車教習所職員講習実施規程の一部改正)

第1条 指定自動車教習所職員講習実施規程(平成2年北海道警察本部告示第23号)の一部 を次のように改正する。

第9条中「第38条第14項」を「第38条第17項」に改める。

(取消処分者講習実施規程等の一部改正)

- 第2条 次に掲げる規程の規定中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
- (1) 取消処分者講習実施規程(平成2年北海道警察本部告示第45号)第4条第1項第2号、第10条、別表2の2の項及び6の項、別表3の2の表第1日の部運転技能の診断(1)の項及び第2日の部運転技能の診断(2)の項並びに別表4の2の表第1日の部運転技能の診断(1-1)の項及び同部運転技能の診断(1-2)並びに第2日の部運転技能の診断(2)の項
- (2) 更新時講習実施規程(平成6年北海道警察本部告示第26号)第8条第3号

- (3) 停止処分者講習実施規程(平成10年北海道警察本部告示第88号)第2条第2項、第5条第1号エ及び第2号、第6条第1項第3号、別表1中期講習(二輪運転車用)2日目の表3の項及び長期講習(二輪運転者用)2日目の表3の項並びに別表4の2の項(初心運転者講習実施規程の一部改正)
- 第3条 初心運転者講習実施規程 (平成2年北海道警察本部告示第46号) の一部を次のよう に改正する。

第4条第1項第3号中「の原動機付自転車」を「の一般原動機付自転車」に改め、同号 ただし書中「可変ギア付原動機付自転車」を「可変ギア付一般原動機付自転車」に改め る。

第10条第1項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第2項中 「、電子計算組織により冬期間の講習留保登録をして明らかにし」を削る。

第11条第4項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。 第19条第1項後段を削る。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号(第19条関係)

第 号 年 月 日

殿

指定講習機関名講習実施責任者

初心運転者講習実績報告書

年 月中に実施した初心運転者講習の実績は、次のとおりであるから 報告します。

講習に係る 免許の種類	実 施 回 数	受講者数
準 中 型 免 許		
普 通 免 許		

大型二輪免許	
普通二輪免許	
原付免許	

- 備考1 講習に係る免許の種類欄の「普通免許」には、道路交通法の一部を改正する法律 (平成16年法律第90号) 附則第6条の規定により中型免許とみなされる改正前の普 通免許を受けている者及び同法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試 験に合格したとみなされる中型免許を受けた者並びに道路交通法の一部を改正する 法律(平成27年法律第40号) 附則第2条の規定により準中型免許とみなされる改正 前の普通免許を受けている者及び同法附則第5条の規定により準中型免許に係る運 転免許試験に合格したとみなされる準中型免許を受けた者を含む。
 - 2 規格は、A列4番縦長とする。

(原付講習実施規程の一部改正)

第4条 原付講習実施規程 (平成5年北海道警察本部告示第15号) の一部を次のように改正 する。

第3条第5号及び第7号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。 第10条第1項中「第38条第16項」を「第38条第18項」に改める。

(違反者講習実施規程の一部改正)

第5条 違反者講習実施規程(平成10年北海道警察本部告示第87号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第4条第1号エ及び第2号並びに第5条第1項第3号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

別表1二輪運転者用の表中

に改める。

別表5の2の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

(高齢者講習実施規程及び免許取得時講習実施規程の一部改正) 第6条 次に掲げる規程の規定中「第38条第16項」を「第38条第18項」に改める。 (1) 高齢者講習実施規程(平成10年北海道警察本部告示第89号)第13条第1項 (2) 免許取得時講習実施規程(平成19年北海道警察本部告示第69号)第11条第1項 附 則 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。 2 この規程の施行の際現に第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程に基づき 作成された様式用紙に残部のある場合は、第3条の規定による改正後の初心運転者講習実 施規程にかかわらず、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。